

令和6年度矢巾町農業再生支援協議会水田収益力強化ビジョン

1 地域の作物作付の現状、地域が抱える課題

本町の農業は水稻栽培を中心に発展し、良質米の産地として名を馳せてきましたが、近年は矢幅駅周辺、国道4号沿線や流通センター周辺においては、都市的様相を呈してきている地区が増加しています。しかしながら、西部山麓では緑豊かな自然が残り、平場の多くが水田として田園風景を残しており、現在も水稻が町の基幹作物となっています。

農業者を取り巻く状況はその厳しさを増し今後の農業経営に不安を感じる農家が多くなっています。農産物価格の低迷、農業従事者の高齢化や農業後継者・担い手の不足など多くの問題を抱え、本町農業の正念場に差し掛かっていると考えます。

また、ほ場整備事業導入により、およそ1,923haが整備され、全水田面積の約78%を占め、大規模ほ場化が進む状況において、今後は作業の効率化や新技術の導入による低コスト化を図り、集落における経営体の明確な取組方針と計画に基づき、集落の合意に基づいた水田農業の担い手や集落型経営体による自立できる農業経営の専門化、土地利用集積や各種農地流動化方策による耕作地の合理的利用の促進に努め、安全安心の消費需要に対応した特色ある作物、栽培手法の専門技術に富んだ多様な水田農業の展開を図る必要があります。

2 高収益作物の導入や転換作物等の付加価値の向上等による収益力強化に向けた産地としての取組方針・目標

○ 適地適作の推進

- ・ 地域の実情（気候や圃場条件等）に応じた作物選択を推進します。

○ 収益性・付加価値の向上

- ・ 集落営農法人や認定農業者による高収益作物への取り組みを推進します。
- ・ 転換作物の柱である、小麦については実需者との結びつきによる有利販売を進めます。大豆については、味噌等への加工により学校給食等への活用を推進します。

○ 生産・流通コストの低減

- ・ 転換作物の生産性の向上については、低コスト生産技術の導入・普及を進めるとともに、地域計画の取組を通じた農地の集積・集約化を進めます。

3 畑地化を含めた水田の有効利用に向けた産地としての取組方針・目標

○ 地域の実情に応じた農地の在り方

- ・ 平場であり水田作付けに有利な当町において、飯米を主とした水田としての活用が基本であると考えます。その上で、担い手の減少を背景に経営体の組織化、複合経営の推進により安定で継続的に地域農業を担っていける担い手の育成をすすめます。

○ 地域の実情に応じた作物・管理方法等の選択

- ・ 山間部における耕作放棄地対策として、省力的な管理が可能な作物等の導入が必要となることを見込んでいることから、担い手対策と合わせて取り組んでいく必要があります。

○ 地域におけるブロックローテーション体系の構築

- ・地域における水稻作付水田と転換作物作付水田をどのようにローテーションさせるのか、各経営体が検討を行えるよう支援します。

○ 水田の利用状況の点検方針・点検結果を踏まえた対応方針

- ・水稻（水張り）を組み入れない作付体系が数年以上定着し、畑作物のみを生産し続けている水田がないか、今後も水稻作に活用される見込みがないかについて、過年度作付け実績及び現地確認を通じて点検を行うとともに、点検結果を踏まえ、畑地化支援を活用した畑地化や地域におけるブロックローテーション体系の構築へ誘導します。

4 作物ごとの取組方針等

（１）主食用米

うるち米は、町内全域において岩手県オリジナル品種の「銀河のしずく」を主として栽培しており、もち米は「ヒメノモチ」を主として栽培しております。

特に、流通における特徴ある主産地化を図るため、「銀河のしずく」の作付拡大を進めると共に安全安心の消費者ニーズを踏まえた品質の高度化に努め、実需の求める品質の米生産に地域ぐるみで取組むことにより、品質の高い、安定した生産及び販売を推進します。

また、県協議会が算定する主食用米の生産目安等を踏まえつつ、生産者や集荷業者・団体が中心となって円滑に需要に応じた生産が行える状況になるよう、行政、生産者団体及び現場が一体となって取組みます。

（２）備蓄米

振り分けられた配分枠のうち、矢巾町分として積極的に枠を確保しつつ、作付を推進するものとします。

（３）非主食用米

ア 飼料用米

団地化、低コスト（直播・疎植）等の取組について、生産者団体と連携し、実需者との結び付きを図りながら、作付を推進していきます。

イ 米粉用米

取り組む場合は実需者との結びつきによる作付を推進していきます。

ウ 新市場開拓用米

実需者から要望があれば、結びつきによる作付を推進していきます。

エ W C S用稲

W C S用稲については、耕種農家と畜産農家との結び付きを重視した取組を中心に推進していきます。

オ 加工用米

もち米の「ヒメノモチ」は、色合いがよく、実需者から加工用米として好まれていることから、産地として生産を推進し、実需者との結び付きを強化していきます。

うるち米は、町の特産品である「南昌山」「徳丹城」などの酒類に使用することにより、地域の特産品として拡大を図っていきます。

このことから、加工用米は実需者との結び付きの強化を行いながら、特産品の推進・流通体制整備に併せて面積拡大を図っていきます。

(4) 麦、大豆、飼料作物

ア 麦

転作作物の柱として取り組んできた小麦については、実需者との結びつきを重視し、栽培技術の普及や収益性の高い品種への転換を町内全域で令和4年産から図っており、引き続き高品質・安定生産を推進していきます。

イ 大豆

大豆については、転作作物のもう一つの柱として作付面積拡大を奨励するとともに、確実な排水対策等により安定した収量を確保し、実需者の求める高品質・安定生産を推進します。

ウ 飼料作物

繁殖農家が減少傾向にある中、新規就農者が畜産を始めており、担い手確保に向けて若手農家が取り組む飼料作物栽培について推進します。

令和4年度から水田活用の直接支払交付金の単価見直され、交付金額が大幅に減少したことにより飼料作物栽培の減少が引き続き懸念されるため支援を行います。

(5) そば、なたね

そばは、基幹作及び麦後に二毛作を行うことを推進し、経営の多角化及び収益力強化を図ります。また、高品質、高単収に向け排水対策の取組を推進します。

なたねの作付を要望している生産者及び実需者がいないため、取組み予定はありません。

(6) 地力増進作物

地力増進作物（ソルガム、スーダングラス、イタリアンライグラス、ライ麦、エン麦、クローバー類、レンゲ）は、水稻から小麦や大豆等へのブロックローテーションに組み入れることにより連作障害の回避等につながることから、作付け後の計画と一体で取組みを推進します。

(7) 高収益作物

集落の立地条件を見極め、栽培管理の基準設定等を行うことにより、新技術の導入を図りつつ品質の良い作物の安定生産に努め、更に地域の特性に適合した作物の選択、新品目の導入と拡大、いわゆる適地適作を推進すると共に、担い手による栽培の取組を支援します。

また、矢巾町集落営農園芸協議会を中心とした集落営農組織の経営の多角化に併せた作付けを進め、市場等の実需の求めに応じた品種の作付を推進します。

特に、ズッキーニについては、比較的取り組みやすく、麦の収穫後に作付出来ることもあり、水田の収益力強化及び産地として推進していきます。

きゅうり、トマト（ミニトマト）、ピーマン（パプリカを含む）、キャベツ、はくさい、ねぎ、レタス、なす、オクラ、たまねぎ、ブロッコリー、豆類についても、県の青果物価格安定事業などの取組みと合わせ、取組面積が多いことから、安定した出荷が出来るよう生産体制を確立させた営農活動を展開します。

ゆり、リンドウ、きく（小菊）、ストック、カーネーション、けいとうをはじめと

する花き及び種苗類については、県の青果物価格安定事業などの取組みと合わせ、取組面積が多いことから、安定した出荷が出来るよう生産体制を確立させた営農活動を展開すると共に、担い手による栽培の取組を支援します。

りんご、ぶどう（山ぶどうを含む）については、収益性の高い水田農業を定着させるため生産拡大のための取組を支援します。

また、山間部などの条件不利地の耕作放棄地対策を見込み、かぼちゃとさつまいもの作付を検討します。

5 作物ごとの作付予定面積等

～

8 産地交付金の活用方法の明細

別紙のとおり

５ 作物ごとの作付予定面積等

(単位:ha)

作物等	前年度作付面積等		当年度の 作付予定面積等		令和８年度の 作付目標面積等	
		うち 二毛作		うち 二毛作		うち 二毛作
主食用米	1202.0	0.0	1214.0	0.0	1214.0	0.0
備蓄米	12.4	0.0	12.4	0.0	8.4	0.0
飼料用米	38.9	0.0	43.3	0.0	38.0	0.0
米粉用米	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
新市場開拓用米	0.0	0.0	0.5	0.0	2.0	0.0
WCS用稲	85.9	0.0	80.7	0.0	65.0	0.0
加工用米	24.5	0.0	30.0	0.0	40.0	0.0
麦	339.0	0.0	340.0	0.0	350.0	0.0
大豆	117.0	38.5	108.5	32.0	119.0	36.0
飼料作物	64.8	0.0	65.0	0.0	58.0	0.0
・子実用とうもろこし	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
そば	13.9	13.3	19.8	18.8	23.0	20.0
なたね	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
地力増進作物	2.1	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0
高収益作物	44.9	7.9	50.2	9.6	45.9	11.7
・野菜	43.0	7.9	47.0	9.6	42.7	11.7
ズッキーニ	9.5	4.7	10.0	5.0	14.0	7.0
地域振興作物（ズッキーニを除く）	13.7	3.2	17.2	4.6	19.7	4.7
その他野菜	19.8	0.0	19.8	0.0	14.0	0.0
・花き・花木	1.7	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0
地域振興作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他花き・花木	1.7	0.0	3.0	0.0	3.0	0.0
・果樹	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
地域振興作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他果樹	0.2	0.0	0.2	0.0	0.2	0.0
・その他の高収益作物	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
・						
畑地化	0.0	0.0	18.8	0.0	20.8	0.0

6 課題解決に向けた取組及び目標

整理 番号	対象作物	用途名	目標	前年度（実績）	目標値
1	ズッキーニ （基幹作、二毛作）	地域振興作物助成 （ズッキーニ）	地域振興作物（ズッキーニ）の作付面積	（令和5年度） （基幹） 4.8ha （二毛作） 4.7ha	（令和8年度） （基幹） 7.0ha （二毛作） 7.0ha
2	野菜、花き・花木、果樹（具体的な作物名は別紙1のとおり） （基幹作、二毛作）	地域振興作物（一般）助成	地域振興作物（ズッキーニを除く）の作付面積	（令和5年度） （基幹） 10.5ha （二毛作） 0.1ha	（令和8年度） （基幹） 15.0ha （二毛作） 4.7ha
3	野菜、花き・花木、果樹（具体的な作物名は別紙2のとおり） （基幹作、二毛作）	地域振興作物（担い手）助成	地域振興作物の作付面積	（令和5年度） （基幹） 8.5ha （二毛作） 7.6ha	（令和8年度） （基幹） 12.3ha （二毛作） 11.3ha
4	野菜（ズッキーニ、レタス、えだまめ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、にんにく、ばれいしょ、加工用トマト） （二毛作）	作付面積拡大助成 （園芸品目） （二毛作）	対象作物（二毛作）の作付拡大の面積（対令和5年）	（令和5年度）2.0ha （対令和2年度）	（令和8年度）1.2ha
5	小麦（基幹作）	小麦収益性向上助成	作付面積 収益増円/10a（対令和5年度）	（令和5年度）339ha （令和5年度）1,700円/10a（対令和2年度）	（令和8年度）350ha （令和8年度）300円/10a
6	大豆（基幹作）	大豆品質安定化助成	作付面積 1等級比率	（令和5年度）73.6ha （令和5年度）53.2%	（令和8年度）83.0ha （令和8年度）58.0%
7	大豆、そば（二毛作）	二毛作助成（大豆、そば）	二毛作の取組面積 二毛作に取組む農業者数	（令和5年度） （大豆）38.5ha、7経営体 （そば）13.3ha、4経営体	（令和8年度） （大豆）36.0ha、8経営体 （そば）20.0ha、8経営体
8	大豆、そば（二毛作）	作付面積拡大助成（大豆、そば）（二毛作）	対象作物（二毛作）の作付拡大の面積（対令和5年度）	（令和5年度） （大豆）5.6ha、5経営体 （そば）6.6ha、1経営体	（令和8年度） （大豆）4.0ha、6経営体 （そば）1.5ha、3経営体
9	地域振興作物 （基幹作）	新規就農者等生産助成	対象者が作付する対象作物の面積	（令和5年度）7.9ha	（令和8年度）9.5ha
10	加工用米（基幹作）	加工用米産地助成	対象作物の作付面積	（令和5年度）24.5ha	（令和8年度）40.0ha
11	野菜（ズッキーニ、レタス、きゅうり、トマト、ピーマン（パプリカを含む））、花き（リンドウ、小菊）、果樹（りんご、ぶどう（山ぶどうを含む）） （基幹作）	作付面積拡大助成 （園芸品目）	対象作物（基幹）の作付拡大の面積（対令和5年度）	（令和5年度）2.7ha	（令和8年度）2.0ha
12	大豆（基幹作）	作付面積拡大助成（大豆）	対象作物（基幹）の作付拡大の面積（対令和5年度） 1等級比率	（令和5年度）10.6ha （令和5年度）53.2%	（令和8年度）8.0ha （令和8年度）58.0%
13	飼料用米（基幹作）	飼料用米団地化加算助成	取組面積 10aあたりの軽減労働時間	（令和5年度）29.9ha （令和5年度）-0.5h/10a	（令和8年度）37.0ha （令和8年度）-1.3h/10a
14	飼料用米（基幹作）	飼料用米低コスト生産助成 （直播栽培）	取組面積（直播） 10aあたりの軽減労働時間	（令和5年度）0.1ha （令和5年度）0.0h/10a	（令和8年度）4.0ha （令和8年度）-2.0h/10a
15	飼料用米（基幹作）	飼料用米低コスト生産助成 （疎植栽培）	取組面積（疎播） 10aあたり苗箱削減率	（令和5年度）3.6ha （令和5年度）6%	（令和8年度）12.0ha （令和8年度）20%
16	そば（基幹作）	【追加配分対象】そば振興助成（基幹作）	対象作物の作付面積	（令和5年度）0.6ha	（令和8年度）3.0ha
17	新市場開拓用米（基幹作）	【追加配分対象】新市場開拓用米振興助成（基幹作）	対象作物の作付面積	（令和5年度）0.0ha	（令和8年度）2.0ha
18	新市場等開拓用米（基幹作）	【追加配分対象】新市場等開拓用米複数年契約加算	複数年契約取組面積 作付面積	（令和5年度）0.0ha （令和5年度）0.0ha	（令和8年度）1.0ha （令和8年度）2.0ha
19	地力増進作物（基幹作）	【追加配分対象】地力増進作物作付助成（基幹作）	対象作物の作付面積	（令和5年度）2.0ha	（令和8年度）3.0ha

※ 必要に応じて、面積に加え、取組によって得られるコスト低減効果等についても目標設定してください。

※ 目標期間は3年以内としてください。

7 産地交付金の活用方法の概要
都道府県名:岩手県
協議会名:矢巾町農業再生支援協議会

整理番号	使途 ※1	作期 等 ※2	単価 (円/10a)	対象作物 ※3	取組要件等 ※4
1	地域振興作物助成(ズッキーニ)	1	25,000	ズッキーニ(基幹作)	①実需者等へ出荷・販売を行うこと ②作付面積が10a以上であること ※二期作の場合は基幹作分のみ対象とする
1	地域振興作物助成(ズッキーニ)(二毛作)	2	25,000	ズッキーニ(二毛作)	①実需者等へ出荷・販売を行うこと ②作付面積が10a以上であること ※二期作の場合は基幹作分のみ対象とする
2	地域振興作物(一般)助成	1	22,000	野菜、花き・花木、果樹(具体的な作物名は別紙1のとおり)(基幹作)	①実需者等へ出荷・販売を行うこと ②作付面積が10a以上であること ※二期作の場合は基幹作分のみ対象とする ※対象作物で、新植などで収穫を行うことが出来ない生育段階の作物については、JA及び普及センターの指導による肥培管理を行うことで対象とする
2	地域振興作物(一般)助成(二毛作)	2	22,000	野菜、花き・花木、果樹(具体的な作物名は別紙1のとおり)(二毛作)	①実需者等へ出荷・販売を行うこと ②作付面積が10a以上であること ※二期作の場合は基幹作分のみ対象とする ※対象作物で、新植などで収穫を行うことが出来ない生育段階の作物については、JA及び普及センターの指導による肥培管理を行うことで対象とする
3	地域振興作物(担い手)助成	1	25,000	野菜、花き・花木、果樹(具体的な作物名は別紙2のとおり)(基幹作)	①実需者等へ出荷・販売を行うこと ②作付面積が10a以上であること ※二期作の場合は基幹作分のみ対象とする ※対象作物で、新植などで収穫を行うことが出来ない生育段階の作物については、JA及び普及センターの指導による肥培管理を行うことで対象とする
3	地域振興作物(担い手)助成(二毛作)	2	25,000	野菜、花き・花木、果樹(具体的な作物名は別紙2のとおり)(二毛作)	①実需者等へ出荷・販売を行うこと ②作付面積が10a以上であること ※二期作の場合は基幹作分のみ対象とする ※対象作物で、新植などで収穫を行うことが出来ない生育段階の作物については、JA及び普及センターの指導による肥培管理を行うことで対象とする
4	作付面積拡大助成(園芸品目)(二毛作)	2	25,000	野菜(ズッキーニ、レタス、えだまめ、キャベツ、たまねぎ、にんじん、ねぎ、にんにく、ばれいしょ、加工用トマト)(二毛作)	①実需者等へ出荷・販売を行うこと ②拡大面積が1a以上であること ③二毛作による取組を対象とする。・対象作物は、対象作物の当年産の二毛作作付面積(合計面積)から、前年産の二毛作作付面積(合計面積)を差し引いた面積とする。
5	小麦収益性向上助成	1	2,000	小麦(基幹作)	①実需者等へ出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。②作付面積が0.5ha以上であること。 対象作物を水田、畑地両方取組んでいる場合には、水田、畑地併せて、0.5ha以上作付けしている場合も対象とする。 ※畑地面積を含めることは出来ず、が、畑地分は交付対象としない。 ③前年度ゲタの「基準単収を大きく下回ったことの理由書」の対象者について、前年度同様の要因により理由書の対象となった場合、土壌改良、排水対策、土壌診断等による適正施肥、除草対策などの再発防止策を実施していること。 ※実施していない圃場については対象面積から除外する ④赤カビ防除を実施していること。
6	大豆品質安定化助成	1	9,000	大豆(基幹作)	①実需者等へ出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。②土壌改良、排水対策、土壌診断等による適正施肥、除草対策、害草対策などを実施していること。なお、前年度ゲタの「基準単収を大きく下回ったこと理由書」の対象者について、前年度同様の要因により理由書の対象となった場合、土壌改良、排水対策、土壌診断等による適正施肥、除草対策、害草対策などの再発防止策を実施していること。 ※実施していない圃場については対象面積から除外する③前年度より1等級比率が割合に低下した経営体について、予め具体的な対策を定め実施すること。
7	二毛作助成(大豆)(二毛作)	2	7,000	大豆(二毛作)	①実需者等へ出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。②妻と対象作物との二毛作を取り組むこと。③大豆・そば両作物併せて、作付面積が0.3ha以上であること。④排水・湿害対策を行うこと。(明きよ、暗きよ、心土破砕、畦立て、深耕、その他排水・湿害対策に資すると認められるもの)
7	二毛作助成(そば)(二毛作)	2	14,000	そば(二毛作)	①実需者等へ出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。②妻と対象作物との二毛作を取り組むこと。③大豆・そば両作物併せて、作付面積が0.3ha以上であること。④排水・湿害対策を行うこと。(明きよ、暗きよ、心土破砕、畦立て、深耕、その他排水・湿害対策に資すると認められるもの)
8	作付面積拡大助成(大豆、そば)(二毛作)	2	5,000	大豆・そば(二毛作)	①拡大面積が9a以上であること。②対象作物は、対象作物の令和3年度の二毛作作付面積(合計面積)から、令和2年度の二毛作作付面積(合計面積)を差し引いた面積とする。③実需者等へ出荷・販売契約を締結し、収穫、販売を行うこと。④園芸品目から大豆、そばへの転換(前年の作付品目が野菜・花き・果樹)は対象外とする。
9	新規就農者等生産助成	1	25,000	地域振興作物(基幹作)	①実需者等へ出荷・販売を行うこと。 ②青年等就業計画による取組を確実に実施すること。
10	加工用米産地助成	1	3,000	加工用米(基幹作)	①実需者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫、出荷、販売を行うこと。②加工用米取組計画が認定されていること。③ほ場精米及び契約換算面積において、対象者あたり品種毎に10a以上作付していること。
11	作付面積拡大助成(園芸品目)	1	25,000	野菜(ズッキーニ、レタス、きゅうり、トマト、ピーマン(パプリカを含む)、花き(バジル、小葱)、果樹(はちまき、ぶどう(山梨を含む)))(基幹作)	① 実需者等へ出荷・販売を行うこと。 ※ 収穫までに年数を要する作物については、収穫年まで岩手県農作物肥培管理指針に沿った肥培管理を行うことで対象とする。② 作付拡大の取組 ・ 対象作物の作付拡大面積を対象とする。 ・ 施設栽培の場合は、施設の実面積を対象とする。 ・ 作付拡大の面積は、対象作物の当年産の作付面積合計から前年産の作付面積合計を差し引いた面積とする。 ・ 拡大面積が1a以上であること。
12	作付面積拡大助成(大豆)	1	6,000	大豆(基幹作)	① 実需者等との出荷・販売契約等を締結するとともに、収穫・販売を行うこと。 ・ 作付面積が前年度よりも10a以上拡大していること。 ・ 作付拡大の面積は、当年産の作付面積から前年産の作付面積を差し引いた面積とする。 ・ ブロックローテーション圃場は、団地の大豆拡大面積が対象。 ※ 園芸品目から大豆への転換(前年の作付品目が野菜、花き、果樹)は対象外とする。 ③ その他の要件・・・次のいずれかの取組を行うこと ・ ほ場の団地化(2ha以上の団地とすること、連担等の要件は別紙4のとおり) ・ ブロックローテーションによる輪作(連作は2作まで) ・ 排水、湿害対策の実施(暗渠、明渠、心土破砕、畦立て、播種、その他排水・湿害対策に資すると認められるもの)
13	飼料用米団地化加算助成	1	6,000	飼料用米(基幹作)	①実需者等との出荷・販売契約等を締結する、又は自家利用計画を策定するとともに、東北農政局長により新規需要米取組計画が区分管理として認定されていること。 ②団地化の取組 ・2ha以上の団地とすること。 ・団地化における連担等の要件は別紙4のとおり。 ・一般品種、多収品種は問わないが、区分管理されているものとする。
14	飼料用米低コスト生産助成(直播栽培)	1	6,000	飼料用米(基幹作)	①実需者等との出荷・販売契約等を締結する、又は自家利用計画を策定するとともに、東北農政局長による新規需要米取組計画が認定されていること。 ②低コスト生産の取組 ・直播栽培の取組を1作の間に実施すること。 ・一括管理、区分管理を問わないが、一括管理の場合は、主食用米についても同じ技術を実施していること。 ・低コスト稲作栽培マニュアルに準じた生産を実施すること。
15	飼料用米低コスト生産助成(疎植栽培)	1	3,000	飼料用米(基幹作)	①実需者等との出荷・販売契約等を締結する、又は自家利用計画を策定するとともに、東北農政局長による新規需要米取組計画が認定されていること。 ②低コスト生産の取組 ・疎植栽培の取組を1作の間に実施すること。 ・一般品種での取組に限定する。 ・一括管理、区分管理を問わないが、一括管理の場合は、主食用米についても同じ技術を実施していること。 ・移植密度が地域の慣行栽培の80%以下であること。
16	【追加配分対象】そば振興助成(基幹作)	1	20,000	そば(基幹作)	・実需者等との出荷・販売契約等を締結するとともに、収穫・販売を行うこととする。 ・排水・湿害対策を行うこととする(明きよ、暗きよ、心土破砕、深耕、その他排水・湿害対策に資すると認められるもの)。
17	【追加配分対象】新市場開拓用米振興助成(基幹作)	1	20,000	新市場開拓用米(基幹作)	①実需者等との出荷・販売契約等を締結し、収穫、出荷、販売を行うこと。②加工用米取組計画が認定されていること。③ほ場精米及び契約換算面積において、対象者あたり品種毎に10a以上作付していること。
18	【追加配分対象】新市場等開拓用米複数年契約加算	1	10,000	新市場等開拓用米(基幹作)	1 需要者側(需要者又は実需者団体)へ出荷・販売を目的として、以下の要件を満たす3年以上の複数年契約(令和3年度から令和5年度までの3年分の契約)に基づき、対象作物の生産に取り組む販売農家又は集落農家(複数年契約に係る新規需要米取組計画又は生産製造連携事業計画に位置付けられた者に限る。)による取組であること。 ① 生産者側(生産者又は生産者団体のいずれか)と需要者側(需要者又は需要者団体のいずれか)の契約であること。 ② 販売契約書に各年度米の契約数量及び契約価格(契約価格の設定方法を含む)が明確に記載されており、かつ、契約不履行に対する違約条項があること。 2 需要に応じた米の生産・販売の推進に関する要領に定める新規需要米取組計画又は米穀の新用途への利用の促進に関する法律に定める生産製造連携事業計画の認定を受けていること。
19	【追加配分対象】地力増進作物作付助成(基幹作)	1	3,000～20,000	地力増進作物(基幹作)	各対象作物に適した作期に、適正な肥培管理を実施した上で、圃場へのすき込みを行うこと。 ※連続2年目までを対象とし、3年目以降は対象外とする。 ※年度に高収益作物や小麦、大豆等に転換付けをすること。

※1 二毛作及び耕畜連携を対象とする使途は、他の設定と分けて記入し、二毛作の場合は使途の名称に「〇〇〇(二毛作)」、耕畜連携の場合は使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携)」と記入してください。

ただし、二毛作及び耕畜連携の支援の範囲は任意に設定することができるものとす。

なお、耕畜連携で二毛作も対象とする場合は、他の設定と分けて記入し、使途の名称に「〇〇〇(耕畜連携・二毛作)」と記入してください。

※2 「作期等」は、基幹作を対象とする使途は「1」、二毛作を対象とする使途は「2」、耕畜連携で基幹作を対象とする使途は「3」、耕畜連携で二毛作を対象とする使途は「4」と記入してください。

※3 産地交付金の活用方法の明細(箇条)の対象作物を記載して下さい。対象作物が複数ある場合には別紙を付すことも可能です。

※4 産地交付金の活用方法の明細(箇条)の具体的要件のうち取組要件等を記載してください。取組要件が複数ある場合には、代表的な取組のみの記載でも構いません。

別紙1 助成対象作物一覧(地域振興作物)

(整理番号2)

区分	対象作物
野菜	レタス
	トマト(ミニトマト)(加工用除く)
	ピーマン(パプリカを含む)
	なす
	きゅうり
	はくさい
	インゲン
	オクラ
	ブロッコリー
	カリフラワー
	そらまめ
	かぼちゃ
	さつまいも
	えだまめ(二毛作)
	キャベツ(二毛作)
	たまねぎ(二毛作)
	にんじん(二毛作)
	ねぎ(二毛作)
	にんにく(二毛作)
	ばれいしょ(二毛作)
	加工用トマト(二毛作)

区分	対象作物
花き・花木	ストック
	カーネーション
	ゆり
	リンドウ(作付翌年度から収穫)
	きく(小菊)
	けいとう
	トルコギキョウ
	アスター
	おみなえし
	ひまわり
	スターチス
	るり玉あざみ
果樹	ブルーベリー

別紙2 助成対象作物一覧(地域振興作物)

(整理番号3.9)

区分	対象作物
野菜	レタス
	トマト(ミニトマト)(加工用除く)
	ピーマン(パプリカを含む)
	なす
	きゅうり
	はくさい
	インゲン
	オクラ
	ブロッコリー
	カリフラワー
	そらまめ
	かぼちゃ
	さつまいも
	ズッキーニ
	えだまめ(二毛作)
	キャベツ(二毛作)
	たまねぎ(二毛作)
	にんじん(二毛作)
	ねぎ(二毛作)
	にんにく(二毛作)
	ばれいしょ(二毛作)
	加工用トマト(二毛作)

区分	対象作物
花き・花木	ストック
	カーネーション
	ゆり
	リンドウ(作付翌年度から収穫)
	きく(小菊)
	けいとう
	トルコギキョウ
	アスター
	おみなえし
	ひまわり
	スターチス
	るり玉あざみ
果樹	ブルーベリー

(別紙5)

地力増進作物一覧

対象作物
ソルガム スーダングラス イタリアンライグラス ライ麦 エン麦 クローバー類 レンゲ